

高根沢町土づくりセンター指定管理者選定審査基準

1 目 的

この基準は、高根沢町土づくりセンター（以下、「土づくりセンター」という。）の指定管理を行う団体の選定にあたり、審査方法を定めることにより、選定の透明性及び公平性を確保することを目的とする。

2 審査方法

高根沢町土づくりセンター指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が書類審査及びプレゼンテーション審査により、申請した団体（以下「申請者」という。）を点数評価して順位付けを行うものとする。

3 審査手順

（１） 書類審査

事業計画、収支計画及び経営状況等について提出書類に基づき審査する。

（２） プレゼンテーション

① 申請者の代表者等（３名以内）による説明に基づき審査する。

ア 説明時間は３０分以内とする。

イ 団体から委託された業者による説明は認めない。

② プレゼンテーションにおける申請者の必須説明事項は次のとおりとする。

ア 申請の動機に関すること

イ 運営主体に関すること

ウ 総合的な基本方針に関すること

エ 事業計画に関すること

オ 新たな提案及び自主事業に関すること

※提出書類又はプレゼンテーションでの説明内容に関連して、選定委員会が審査する上で必要な事項を申請者に質問します。

4 順位の決定等

（１） 選定委員会は、評価基準に基づき提出書類とプレゼンテーションの内容を審査し、合計得点の高い申請者から順位付けを行う。

（２） 点数の同じ申請者が複数いた場合は、「５．新たな提案及び自主事業」の合計点数が高い申請者を上位とし、なお同点の場合は、「４．事業計画」の合計点数が高い申請者を上位とする。

（３） 選定委員会は、上記（１）（２）に従い順位付けを行った結果と、最上位となった申請者について町長に答申する。

（４） 次に掲げる事項に該当する申請者については、順位を付さない。

①申請内容等に虚偽又は事実と著しく相違があると認められる申請者

②点数が満点の１０分の６に満たない選定委員が半数を超える申請者

高根沢町土づくりセンター指定管理者選定基準

◎ 選定の方法、基準

高根沢町指定管理選定委員会委員が、申請団体の提出書類、プレゼンテーションの内容に基づいて審査する。

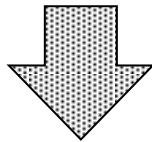
審査にあたっては、高根沢町公の施設にかかる指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１７年高根沢町条例第６号。以下「手続条例」という。）第４条に定める選定の基準に基づき、評価項目及びその配点を設定し評価を行う。

(参 考)

手続条例第４条の規定

町長又は教育委員会（以下「町長等」という。）は、申請書等の提出があったときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (１) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (２) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (３) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (４) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (５) 個人情報保護の適正な取扱いを確保すること。
- (６) その他町長等が別に定める事項。



選定基準

- (１) 利用者の安全・安心を確保し、平等で満足度の高いサービスを提供できること。
- (２) 土づくりセンターの設置目的に従い、各施設の効率的な管理運営ができること。
- (３) 土づくりセンターの設置目的を達成するため、町、地域住民、関係機関と連携して高い意欲をもって管理運営ができること。
- (４) 土づくりセンターの管理運営に精通し、相当の知識と技術、経験及び意欲を有する者を当該業務に持続的に従事させることができること。
- (５) 個人情報保護にあたり万全の体制を有していること。
- (６) 指定期間中、事業の管理運営を安定して行う経営基盤、財政基盤を有していること。
- (７) 利用者の声が反映される運営管理が行われること。

評価項目

選定基準に基づいた評価項目及び審査のポイントは、次のとおりとする。

土づくりセンター指定管理者選定における評価項目及び審査のポイント

評価項目	事項（審査内容）		着眼点	審査資料	配点 (a)	合計
1. 申請の動機	①申請理由	・動機は単に利潤の追求ではなく、施設の意義を理解しているか	○なぜ、指定管理を行いたいのか ○町の魅力は何にあると考えているのか	・事業計画書 ・プレゼンテーション	5	5
2. 運営主体 （申請団体自体の安定性・継続性）	①団体の経営理念	・しっかりとした経営理念を持っているか	○申請団体の経営理念は何か	・事業計画書 ・プレゼンテーション	5	10
	②財政基盤	・経営状況（財政基盤）は安定しているか	○決算書等に問題点はないか ○今後も安定的な経営が期待できるか	・収支計画書 ・貸借対照表等	5	
3. 総合的な基本方針	①運営の基本方針	・土づくりセンターの運営の基本的な考え方、設置目的及び性格等を理解しているか	○状況を理解しているか	・事業計画書 ・プレゼンテーション	5	45
	②職員配置等	・職員の配置は適当か、職員の資質確保、向上（研修等）を考えているか	○管理運営水準を満たす職員構成、職員数になっているか ○資質向上のための具体的な方策はあるか	・事業計画書 ・プレゼンテーション	5	
	③安全対策等	・日常の安全対策、危機管理体制が考えられているか	○日常における施設内の点検、防犯等を配慮しているか、また、危機管理体制は明確か	・事業計画書 ・プレゼンテーション	5	

	④施設運営と維持管理	・持続可能な施設の運営になっているか、また、維持管理は期待できるか	○建物内外・設備の保守管理、修繕計画が具体的に示されているか	・事業計画書 ・プレゼンテーション	5
	⑤管理運営経費	・管理運営経費は適正か、縮減されているか	○管理運営経費は適正といえるか ○コスト削減の方策は考えているか ○経費削減によるサービス低下につながるようなものはないか	・事業計画書 ・収支計画書 ・プレゼンテーション	10
	⑥利用者への支援等	・利用者への支援、利便性を考えているか	○利用者の支援、利用者サービス水準の向上への取り組みが明確か ○利用者からの意見、要望等を正確に把握し、反映させる仕組みができているか	・事業計画書 ・プレゼンテーション	5
	⑦地域住民等との連携	・地域住民、関係機関との連携について配慮されているか	○地域住民、関係機関との連携をどのように行なうか(具体的な取り組み)	・事業計画書 ・プレゼンテーション	5
	⑧個人情報	・個人情報の適正な取扱いを確保できるか	○個人情報保護のための方策は十分か ○漏洩があった場合の対処法は考えているか	・事業計画書 ・プレゼンテーション	5

4. 事業計画	①原料の搬入及び生産	・原料の搬入及び生産の計画は、適正かつ期待できるか	○今までの実績を分析し、計画は実現可能なものか、また、期待できるものか	・事業計画書 ・プレゼンテーション	10	20
	②たい肥の販売及び散布	・たい肥の販売及び散布の計画は、適正かつ期待できるか	○今までの実績を分析し、計画は実現可能なものか、また、期待できるものか	・事業計画書 ・プレゼンテーション	10	
5. 新たな提案及び自主事業	①新たな提案及び自主事業の提案	・新たな提案や自主事業の提案はあるか	○新たな提案は、実現可能なものか ○新たな提案は、営利を目的とした提案ではないか ○自主事業の提案は、指定管理業務にとってもプラスとなるものか ○自主事業の提案は、施設にとって価値が高まるものか	・事業計画書 ・プレゼンテーション	20	20
					100	100

評価係数 (b)

A	優秀である（高度の能力を有している。大いに期待できる。）	1. 0
B	平均的である（多少期待できる。）	0. 6
C	劣っている（まかせることが不安。期待できない。）	0. 2

※ただし、「5. 新たな提案及び自主事業」については、20点～0点の自由形式とし、評価係数は乗じないものとする。

評価点

申請者の得点の算定は、評価項目の各項目について、評価係数を乗じて採点する。

各項目の得点 = 配点 (a) × 評価係数 (b)